秋田県保育協議会地域交流助成事業実施要綱

第１条　事業目的

地域の子育て支援センターの役目を担う教育・保育施設にあって、地域での活動が益々重要となってくる今日、個々の施設の活動を越えて地域内にある教育・保育施設が連携して活動するものに対して助成し、教育・保育施設の充実と地域における子育て支援活動を支えることを目的とする。

第２条　事業対象

１　秋田県保育協議会に加入する教育・保育施設（以下会員施設）の2カ所以上が合同で行う地域活動事業を対象とする。

２　近隣に交流する会員施設が無い場合であって、会員施設が単独で地域との交流を図るための事業を実施する際に対象とする。

３　原則として同一法人内の施設のみで行う事業は対象外とする。

第３条　助成金額

１　年間総事業費は、本協議会一般会計支出予算額の助成の範囲内とする。

２　事業経費の総額が、100,000 円以上の場合は上限 50,000 円、100,000 円未満の場合は上限 30,000 円として年1回助成する。

３　助成対象経費は下記とする。

講師等謝金／通信運搬費／広告費／借料／保険料等／保育材料費／燃料費／交通費／保健衛生費

第４条　申請

事業計画申請書(様式第1号)により申請するものとする。

第５条　提出先及び期限

申請書の提出先は秋田県保育協議会長とし、申請は、当該事業実施１ヶ月前までとする。

第６条　事業の承認

事業計画申請に基づき、常任委員において審査し、決定する。ただし、期限を過ぎた申請については、正・副会長により審議したのち、常任委員にて審査し、決定する。

第７条　事業報告

助成事業完了後 1 ヶ月以内に事業報告書(様式第 2 号)を本会会長あて提出するものとする。事業完了後１ヶ月以内に年度末となる場合は、3 月 20 日までに提出する。事業内容については、全ての会員へも公開するものとする。

第８条　助成金決定

事業報告完了後、助成額を決定し、速やかに助成金を支給する。

附　則

この要綱は、令和5年4月１日から施行する。

この要綱は、令和6年4月１日から施行する。

この要綱は、令和7年4月１日から施行する。